

令和8年4月1日施行

# コミュニティセンターの

# 利用料金が変わります

「高松市受益者負担見直し基準」が改定されたことに伴い、  
令和8年4月1日利用分からのコミュニティセンター利用料金を改定します。

## 古高松コミュニティセンター

施設名	現利用料金	現利用料金 (空調込)	→	見直し後の金額 (空調込) ※1
和室(39㎡)	120円	180円		180円 ※2
東ホール(100㎡)	490円	740円		730円 ※2
西ホール(49㎡)	260円	390円		390円 ※2
西・中ホール(99㎡)	260円	390円		390円 ※2
東・中ホール(150㎡)	490円	740円		730円 ※2
全ホール(199㎡)	830円	1,250円		1,240円 ※2
調理室(72㎡)	610円	920円		910円

## 古高松南コミュニティセンター

施設名	現利用料金	現利用料金 (空調込)	→	見直し後の金額 (空調込) ※1
和室(86㎡)	260円	390円		390円 ※2
ホール(125㎡)	490円	740円		730円 ※2
調理室(30㎡)	300円	450円		450円

※1 受益者負担見直し基準に基づき、空調の料金込みで一律の料金を算定しています。

※2 算定の結果、大幅に増額となったため、激変緩和措置として、現利用料金の1.5倍を超えない金額となっています。

### 〈備考〉

- 1 利用時間には、準備および後片付けの時間を含まず。
- 2 利用者が、営利を目的として利用するとき、入場料もしくはこれに類するものを徴収するときの利用料は、この表に規定する額の3倍の額を徴収します。
- 3 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなします。
- 4 既に収入として收受した利用料は還付しません。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、その全部または一部を還付することができます。